

# 2018 U12/U15/U18 リーグ戦実施ガイドライン

## 1. リーグ戦の目的

- ① 拮抗したゲームを多くして、選手・指導者の成長を促す。
- ② 登録しているチームに、一定公式試合数を確保する。

## 2. 事業概要

- ① 目的の達成のため、都道府県協会が独自性を活かしながら計画・実施する事業。
- ② 単なるリーグ戦制度導入でなく、「リーグ戦文化」をバスケットボール界で共有し、育成世代の活性化を目指すための事業。
- ③ U15：2019年度、U12/U18：2020年度完全実施を目標に準備する。

## 3. リーグ戦構造

### ① 都道府県にU12/U15/U18 カテゴリー別にリーグ戦を設置する。

1. 必ずカテゴリー毎にリーグ戦を設置する。ただし、例えばU15とU14リーグの併設またはU14リーグのみなど、カテゴリーにおける設置の仕方は都道府県の裁量でよい。
2. 将来的には、U12では全国ミニ都道府県予選、U15ではジュニアウインターカップ（以下JWC）（仮称）都道府県予選、U18ではウインターカップ（以下WC）都道府県予選にリーグ戦が関わるようにリーグ戦構造を設計する。
3. 1部・2部（以下下部へと続き並列・直列も可能）、または地区から県といったピラミッド構造が望ましい。その構造は県の実情によるもので構わない。

### ② 地区リーグ・都道府県リーグとU15JWC、U18WC都道府県予選トーナメントの関係性

1. 都道府県リーグ戦参加が全国大会都道府県予選の参加資格となること。
2. 当面は、リーグ戦が直接的に全国大会都道府県予選（出場校決定大会）にならないこと。  
※ただし、リーグ戦結果を都道府県予選トーナメントシードに反映させる等は構わない。

### ③ 試合数

1. 年間10～20試合以上とする。

### ④ グループ分け

以下の2つのどちらかの方法によりリーグ編成を行う。この方法は都道府県の実情に合わせて決定して良い。

1. 前年度の成績によりリーグ編成をする方法
2. 毎年リーグ編成大会を実施してリーグ編成を決定する方法  
リーグ編成大会設置による試合数過密化を避けるため既存のトーナメント大会の利用することは可とする。

### ⑤ リーグ開始・リーグ終了の日程

下記諸点を勘案の上、都道府県として柔軟な日程の作成をお願いする。

1. リーグ戦の趣旨は、総当たり方式ということだけでなく、「長い期間にわたって試合が続く」

という考え方である。リーグ戦が続く中でトーナメント大会（例：全中予選・インターハイ予選）が入ることも考え方としてはよい。

例：全中予選が始まるまでにリーグ戦を完結させなければいけない。よってリーグ戦は4週間で7試合をこなさなければならないという考え方を変える、ということ。

2. 多くの国のリーグ戦はカップ戦（トーナメント大会）とリーグ戦の併用。これは「日常に試合を持ち込み、練習して～試合から課題を学び～練習で解決して次の試合へ～試合で学び」という考え方によるものである。よって途中中断があっても良い。
3. ブロックリーグが設置されていないため、都道府県の裁量によって時期を決定して良い。
4. オフシーズンの設置を考慮（途中中断があっても良い）。
5. 暑い夏の大会実施を避ける。

## ⑥ オフシーズンの設置推奨

1. オフシーズンは完全休養と捉えるのではなく、ゲームを設定しない期間とする。
  - ① 選手は「個を高める」「自分と向き合う」「ゲームに向けた準備」
  - ② 指導者は「指導を見直す」「チームビルディングを見直す」「自身の研鑽」
2. リーグ期間中・リーグ期間外に関わらず、2月1日～3月第2金曜日までを公式戦・練習試合共に試合を設定しない期間として推奨する。ただし、各カテゴリーブロック大会に参加するチームはブロック大会最終日からとする。
3. 年間の中でオフシーズンを設定することが必要である。
  - ① 日数については、学校スケジュールを鑑みて入試時期等を考慮して設定する。
  - ② U12 全国ミニに参加するチームは除く。
4. 育成センターの実施は継続する。

## ⑦ 入替戦の実施

1. 都道府県裁量で決定して良い。

## ⑧ ブロックリーグ設置

1. U15/U18 カテゴリーにおいて、各地域の実情に合わせたブロックリーグ設置を推奨する。
2. ブロックリーグに参加するチームは都道府県で推薦されたチームとする。（勝ち上がったがブロックリーグには参加しないチームが出た場合は、その次のチームに参加権利が移るなど、都道府県の裁量にて取り決めてよい）ただし、県からの参加チーム数の決定は、ブロックリーグの運営要項にて決定する。
3. ブロックリーグに参加して都道府県リーグに参加できない場合、所属都道府県内で上位であることが都道府県の中で承認されていれば（県予選を経てブロックリーグ出場を決めている場合など）、全国大会都道府県予選の出場権利を与えてもよい。別途運営要項として取り決めを行う。

## 4. 大会実施運営規程

### ① 競技規則

1. U15/U18 カテゴリーにおいては最新の「バスケットボール競技規則」を、U12 カテゴリーにおいては最新の「ミニバスケットボール競技規則」を適用する。

### ② ユニフォーム規程

1. JBA が定める最新の「ユニフォーム規程」を適用する。
2. 大会中、着用するユニフォーム番号を変更しない。

### ③ 試合時間

1. 原則として各世代のルールに沿って実施する。
2. ただし、下位リーグにおいては設定時間の変更も都道府県の裁量で行って良いこととする。

### ④ U12 における 10 名出場ルール

1. 育成世代として出場機会確保が必要とのことから、U12 部会ルールに準じて運用する。

### ⑤ 違反行為への処分

あらかじめリーグ戦運営要項に定め、これに従って適用すること。  
誰が、いつ、どのように処分を決定するかを決めておくこと。

1. JBA 基本規程の懲罰規程を適用する。
2. 試合において重大な違反行為があり、テクニカルファウル・退場処分などの処置を受けた選手に対して、規律委員会等を経ることなく、大会主催者はその違反の程度に応じて速やかな処分（例：次試合出場停止等）を取って良い。
3. 処分の決定は複数名による協議を行った上で決定すること。その運用についてはあらかじめ都道府県の裁量で運営要項にて定め、これに従うものとする。
4. 暴力行為など重大事案については報告書をまとめ、JBA 担当部署に報告をすること。

### ⑥ リーグ戦順位決定

1. リーグ戦順位決定方法について、リーグ戦運営要項に示すこと。
2. 昇降格のルールについて、リーグ戦運営要項に示すこと。

### ⑦ 昇降格

1. 昇降格ルールは都道府県の裁量で行って良い。
  2. 複数エントリーチームの昇降格はファーストチームを基準とする。
- ※ 同一リーグ内に同じチームからの複数エントリーチームが入った場合は、大会中の登録変更の禁止を条件に同一リーグ内での参加を認める。

### ⑧ 棄権への対応

1. 理由を確認の上、教育的配慮を行いながら大会主催者が決定すること。

### ⑨ 審判

1. JBA 公認審判ライセンスを有する者が行う。
2. ライセンスを持った審判を準備できない場合のゲームの処置については、都道府県の裁量で決定して良い。
3. チームは帯同審判を準備すること。

### ⑩ 会場

1. 会場運営マニュアルを別に準備し、配布すること。
2. 会場責任者の役割について別に準備し、配布すること。

## 5. 選手参加・登録規程・飛び級ルール

### ① 参加資格

1. JBA に加盟しているチームおよび登録された競技者であること。
2. 参加チームの所属選手であるとともに、JBA 発行の競技者登録証を所持していること。
3. 参加選手対象年齢については別途運営要項に定める。
4. JBA に加盟している複数チームが一つの合同チームとして参加することができる。運用については都道府県の裁量で構わない。
5. 複数チームエントリーチームの2番目のチーム名は（チーム名）B とする。

### ② 選手登録

1. 参加資格を有する選手であること。
2. 外国人留学生については、U18 カテゴリーにおいて2018年度高体連バスケットボール専門部で使用しているルールを適用する。U12/U15 においては検討中であるため、現状では特に定めない。
3. U12
  - ① U12 登録の選手はU12 のあらゆる大会に出場できる。
  - ② U12 登録の選手は、U15 クラブチームの公式大会には出場できない。ただし、U15 クラブチームの承認競技大会における出場可否は、大会規程により決定して良い。
  - ③ U15 クラブチーム登録した11歳以上の選手は、U15 リーグに出場することができる。ただし、U12 全国大会および予選大会には出場できない。全国大会予選でない県内リーグ戦出場可否については都道府県の裁量にて決定して良い。
  - ④ 4校枠撤廃は、全国大会における大会規定の変更であり、登録規程の変更ではない。
4. U15
  - ① 中学（部活動）、クラブチーム、B クラブユース（男子のみ）のいずれかに登録をすることで、JBA 登録選手となることができる。
  - ② 2018年度からの3年間（2018、2019、2020年度）の移行期間に限り、B クラブユースと中学（部活動）、B クラブユースとクラブチームの二重登録を認める（男子のみ）。
  - ③ 中学（部活動）に登録した選手が、クラブチームやB クラブユースの練習に参加することは制限されない。
  - ④ 中学（部活動）に登録した選手が、クラブチームやB クラブユースの公式試合に出場することはできない。ただし、大会が準公式競技会以下のレベルであれば、大会主催者の設定する大会規程により参加を可とすることができる。
  - ⑤ JBA に未登録の選手あるいは中学部活動以外の登録選手は、中体連主催大会に出場することは中体連規程上は可である。ただし、JBA は大会主催者の設定する大会規程において出場を制限することは都道府県の裁量とする。

### ③ 飛び級ルール

1. 飛び級とは、U12/U15/U18 のカテゴリー枠、すなわち小・中・高の校種を飛び越えてのリーグ戦参加についてとする。
2. カテゴリー枠を超えた同一 B クラブユース、クラブチーム、または中高一貫校他に所属する選手において飛び級の適用を可能とする。
3. 飛び級による選手登録枠をアンダーエイジ枠とし、アンダーエイジ枠は各チーム登録選手数枠内最大2名とする。（例：U12 の選手がU15 カテゴリーでのチーム登録は2名まで）

## 6. 移籍ルール

### ① U12

2018年度は、2017年度ミニバスケットボール連盟におけるルールを適用する。

1. 特別な事情（転校、チームの統廃合、新設）がない限り、チーム間の移籍は認めない。
2. 転出入においてはこれまでの所属チームにとどまることもできる。
3. チームの統合で新しいチームができた場合は移籍（移籍元であれば残留）を認める。
4. チームが廃部になった場合、適切な近隣チームに移籍することを原則とする。

### ② U15

1. 中学部活動、クラブチーム、Bクラブユースのいずれかに登録を行った後は、年度内1回のみ移籍を認める。
2. 移籍手続きは、リーグ戦エントリー受付期限の前までに行うこととする。リーグ期間中の移籍は不可とする。

### ③ U18

1. 高校部活動、クラブチームのいずれかに登録を行った後は、年度内1回のみ移籍を認める。
2. 移籍手続きは、リーグ戦エントリー受付期限の前までに行うこととする。リーグ期間中の移籍は不可とする。
3. JBA・PBA主催のリーグ戦大会は高体連における6ヶ月ルールは適用しない。ただし、高体連主催大会（都道府県予選含む）においては高体連6ヶ月ルールが適用される。

※ 高体連6ヶ月ルール：一家転住等のやむを得ない理由を除く転校は、6ヶ月間高体連公式大会には出場できないルール

## 7. 指導者参加資格

### ① コーチライセンス

1. コーチはE級ライセンス以上を保持しなければならない。

### ② 遵守事項

1. 暴力根絶宣言を行い、行動規範を遵守する。

行動規範には暴言暴力のほか、不適切な指導、安全義務違反、リクルート、金品の贈与および受理等が含まれる。特に重大な過失を伴う重い事故が生じた場合、保険だけでは対応できないことがあること、指導者個人が訴訟対象となることを認知しておくこと。

## 8. **運営**

### ① **参加料**

1. チーム大会参加料を徴収し、運営経費に充てる。
2. 過度な運営に留意し、参加料が高額にならないようにする。

### ② **実施計画及び報告（検討中）**

1. 実施計画をPBAアンダーカテゴリー部会で取りまとめる。
2. 実施後は年度末までに会計報告を含め、PBAアンダーカテゴリー部会からJBAアンダーカテゴリー部会へ報告を行うこと。  
※実施計画様式、実施報告様式については現在検討中であるが、年内に展開する予定である。

### ③ **運営費**

1. 使途について、明確でなければならない。

### ④ **審判手当**

1. 都道府県内大会においては、都道府県の裁量で適切な額を設定する。

### ⑤ **会計報告**

1. 実施事業毎に必ず会計処理を行うこと。
2. 統括者に会計報告を行うこと。

### ⑥ **保険**

1. リーグ戦実施に当たっては選手に保険加入を行わせること。
2. 都道府県独自に保険適用を行っていただいて構わない。
3. JBAにより保険会社を紹介することもできる。

### ⑦ **安全対策と緊急時マニュアル**

1. リーグ戦活動中の選手の傷害/疾病対応に対して、事前に同意書に記載の免責範囲について確認を頂き、同意書を提出して頂くこと。
2. リーグ戦活動中に起こる事故等に対する緊急対応マニュアルや緊急連絡網を作成し、周知しておくこと。
3. 選手・スタッフの怪我・事故、選手間のいじめ・暴力等が発生した場合、統括者に報告すること。

### ⑧ **スポンサー**

1. 都道府県リーグ戦事業について、都道府県協会の裁量でスポンサー獲得を行なって良い。

### ⑨ **個人情報の取り扱い**

1. 本事業により得た個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理する。都道府県においてはユース育成事業以外の目的に転用しないこと。
2. 本事業により得た個人情報は、JBA強化育成事業に利用することがある。